

障害福祉施策の動向等について

令和6年8月

富山県厚生部障害福祉課

I . サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 研修制度の見直しについて

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の業務内容例

1. 個別支援計画の作成に関する業務

- ①利用者に対する面接等によるアセスメント及び支援内容の検討
- ②個別支援計画の原案作成
- ③個別支援計画作成に係る会議の運営
- ④利用者・家族に対する個別支援計画案の説明と同意
- ⑤利用者に対する個別支援計画の交付
- ⑥個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）による見直しと計画の変更
 - a. 定期的な利用者への面接
 - b. 定期的なモニタリング結果の記録

2. 当該サービス提供事業所以外における利用状況の把握

3. 自立した日常生活が可能と認められる利用者に対する必要な支援の提供

4. サービス提供者（職員・従業者）への指導・助言

- これまでのサービス管理責任者等を養成するための研修は、1回限りであり、振り返りや更新の機会となる研修等を国としては定めていない。
- こうした現状において、受講者の状況に応じた段階的な研修実施ができておらず受講者の質の担保が困難であることや、更新研修などの機会が設定されていないためサービス管理責任者等の要件を満たした後における質の担保が困難であることが指摘されている。
(平成24年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業におけるサービス管理責任者養成のあり方に関する調査」)
- 平成28年度に実施した調査研究事業では、サービス管理責任者等の実務者の業務に対する認識は浸透してきているものの、業務実行状況には個々に大きな差があることが指摘されている。
(平成28年度障害者総合福祉推進事業「サービス管理責任者等の業務実態の把握と質の確保に関する調査研究事業」)
- 一方で、サービス管理責任者等の確保が困難であるため、サービス管理責任者等の要件である実務経験年数について緩和を求める声も挙がっている。

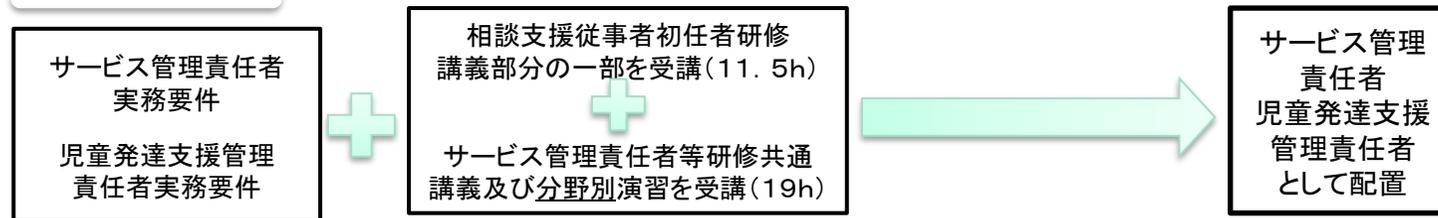


- 上記課題に対応すべく、平成27年度より3カ年で実施した厚生労働科学研究において、新たな研修制度の仕組みに関する研究及びモデル研修プログラムの開発を行った。

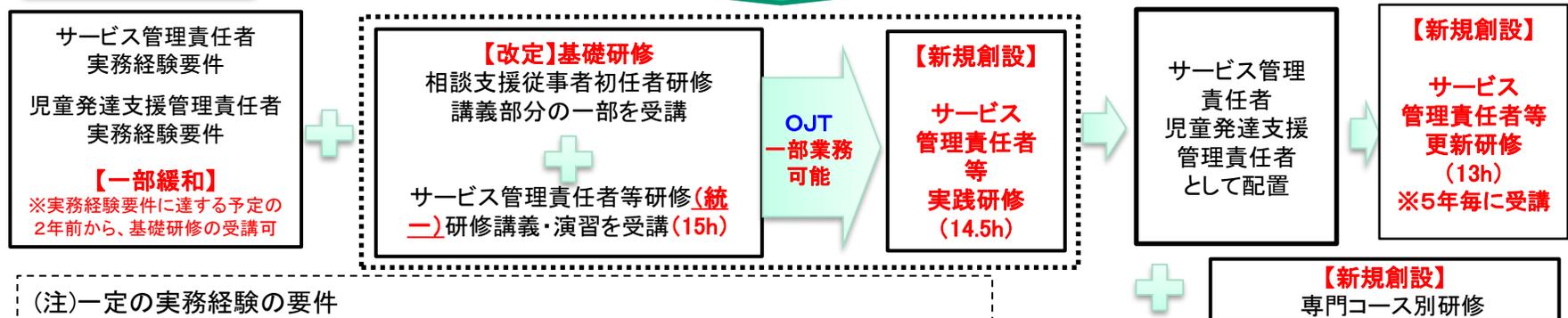
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※ 令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

旧



改定後



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修:過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
※基礎研修受講時に実務経験を満たしている場合は6ヵ月以上の実務経験(個別支援計画作成業務)がある
- ・更新研修:①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

「実務がしっかり行える
サビ管・児発管」へ

サービス管理責任者等として従事するための要件

- サービス管理責任者等として配置されるためには、2つの要件を満たす必要あり。

障害者総合支援法【サービス管理責任者】 (平成31年度告示第109号)
児童福祉法【児童発達支援管理責任者】 (平成31年度告示第110号)

【1】 実務経験要件（配置に関する）

- ・ 条件により年限が異なる。

① 法、② 保有する資格及び③ 従事経験の業務内容 による。

【2】 研修修了要件 ◆研修受講においても実務経験要件あり。

- ・ 相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了

+

1) 取得: 基礎研修、実践研修を修了

2) 維持: 実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了

◆ 研修の受講に関する実務経験要件

- 1) 基礎研修: サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。
- 2) 実践研修: 基礎研修修了後2年以上、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての一定程度の業務経験。(基礎研修受講時に実務経験要件を満たしている場合は6か月以上)

3) 更新研修: ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の業務経験。又は② 現にこれらの業務に従事していること。

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数		
			国家資格者 ※1	有資格者 ※2	左記以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示一(イ)(一)〕	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	/	5年以上
		b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者			
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
	(三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示一(イ)(二)〕	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	5年以上	/	8年以上
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者			
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		e 特別支援学校等の従業者			
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)		
			国家資格保有者※1	有資格者※3	それ以外の者
<p>障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p>	<p>イ 相談支援の業務</p> <p>自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p> <p>[告示-イ(1)(一)]</p>	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者			
	<p>ロ 直接支援業務</p> <p>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</p> <p>[告示-イ(1)(二)]</p>	(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
		(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者			
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者			
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
<p>[告示-イ(1)(二)]</p>	(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	5年以上	8年以上		
	(5) 学校等の従業者				
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者				

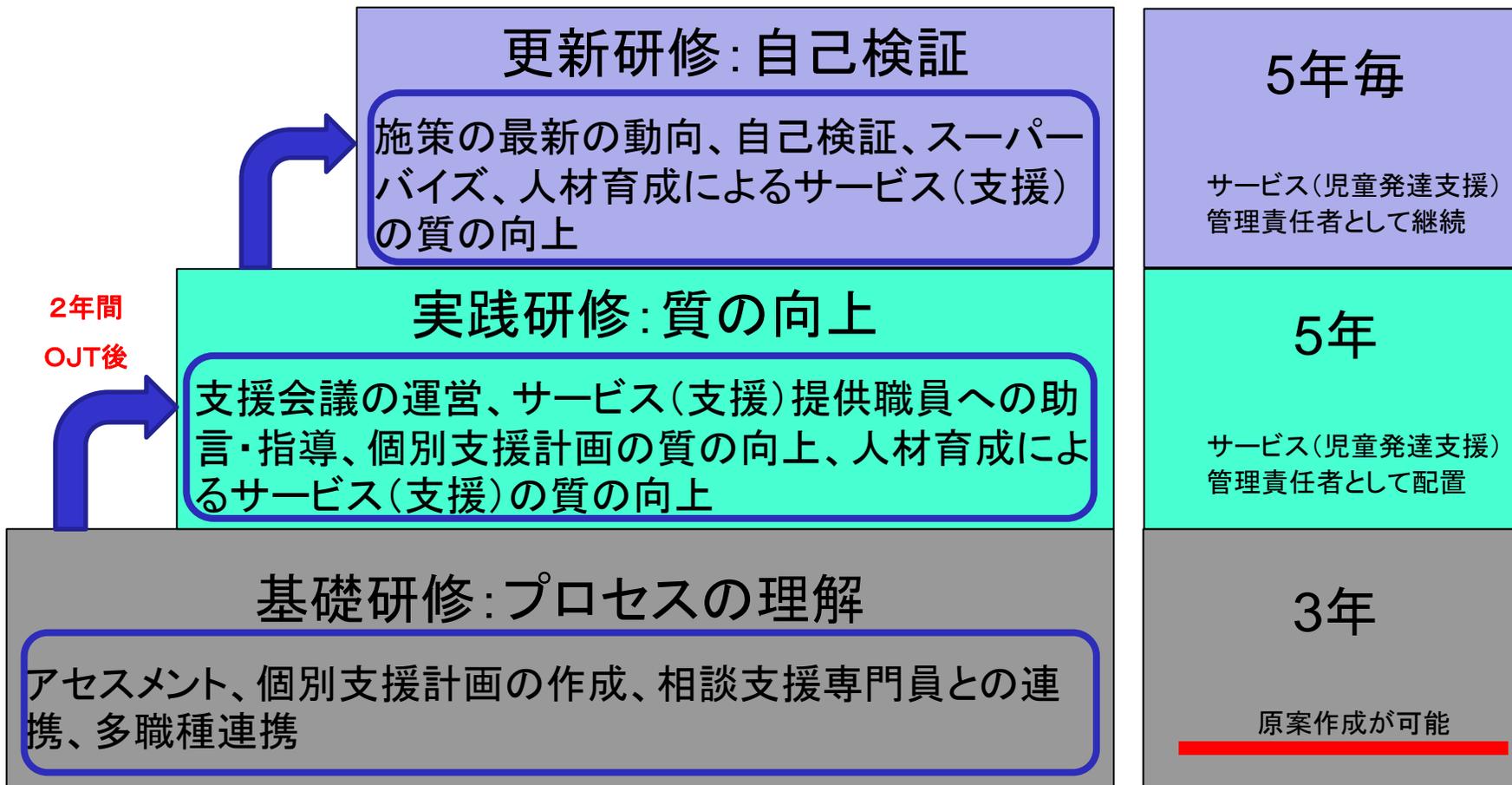
※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者

基礎研修・実践研修・更新研修のねらい



※人材育成によるサービス(支援)の質の向上: SVによるサービス提供職員の気づき(ハッと
する、ピンとくる)と自己の業務の検証(批判ではなく)につながるきっかけ作りを行う。仕事への
感性を高めることにつなげる。

【旧】

相談支援従事者初任者研修講義(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h

共通講義及び分野別演習(旧)		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h



【新】

基礎研修(うち相談支援従事者初任者研修講義部分)		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

基礎研修(うち研修講義、演習部分)(改正後)		時間数
講義	1 サービス管理責任者の基本的姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	7h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	2.5h
	4 他職種及び地域連携に関する講義及び演習	6h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

基礎研修

- ✓障害福祉サービス等提供従事者等の職員として、障害福祉サービス等の提供に関する基本的な理念や倫理等の基礎を押さえる。
- ✓サービス等利用計画と個別支援計画の関係や、個々の利用者に応じた「個別支援計画」の意味・知識・技術等の原則論を押さえる。
- ✓「個別支援計画」作成・修正の能力を、演習等を通じて獲得する。

<修了時の到達レベル>

アセスメントからモニタリングまでの一連のプロセスを理解したうえで、個別支援計画を作成・修正することができるレベルとする。

2年間のOJT（相談支援又は直接支援業務の実務経験）

基礎研修受講時に実務経験要件を満たしている場合は6月のOJT（個別支援計画作成の業務）

実践研修

- ✓サービス管理責任者等の本来業務を実践するために、個別支援計画の作成に携わっていることを前提として、サービス提供プロセスにおける「管理」、具体的には「支援会議の運営」、「サービス提供職員への助言・指導」について講義および演習を実施する。また、演習等によるグループワーク等を実施する中で、各自が実際に作成した「個別支援計画」の内容等の質の向上を図る。

<修了時の到達レベル>

2年間の個別支援計画作成・修正の経験をベースに個別支援計画作成・修正について熟達し、関係機関との連絡調整や支援会議の運営、サービス提供職員に対する技術的な指導・助言等一連のサービスプロセス管理業務が行えるレベルとする。

・ 5年間の経験 ・ 5年毎に更新

更新研修

- ✓サービス管理責任者等の実践報告等によりこれまでの業務内容を振り返るとともに実践内容の確認をし、知識・技術の更なる底上げを図る。

<修了時の到達レベル>

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として、人材育成の視点からサービス（支援）提供職員等へのスーパービジョンができるようになる。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の業務内容例

1. 個別支援計画の作成に関する業務

- ①利用者に対する面接等によるアセスメント及び支援内容の検討
- ②個別支援計画の原案作成
- ③個別支援計画作成に係る会議の運営
- ④利用者・家族に対する個別支援計画案の説明と同意
- ⑤利用者に対する個別支援計画の交付
- ⑥個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）による見直しと計画の変更
 - a. 定期的な利用者への面接
 - b. 定期的なモニタリング結果の記録

2. 当該サービス提供事業所以外における利用状況の把握

3. 自立した日常生活が可能と認められる利用者に対する必要な支援の提供

4. サービス提供者（職員・従業者）への指導・助言

令和6年度富山県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者 更新研修修了者の資格更新について

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格を継続するためには、更新研修を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、更新研修を修了する必要があります。

●平成30年度までにサービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修を修了した者

令和5年度末までは、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として業務可能
 ⇒令和5年度末までに「更新研修」を修了しなければ資格を喪失します
 (資格を喪失した場合は「実践研修」を受講することでサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として業務可能となる)

H30まで	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	...
サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修修了	更新研修	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	...



R7年～R11年の間に1回
「更新研修」を修了
すればよい

R12年～R16年の間に1回
「更新研修」を修了
すればよい

R17年～R21年の間に1回
「更新研修」を修了
すればよい

実践研修修了の翌年度から5年毎の受講
 ※現任者もしくは5年間の間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験がないと更新研修は受講できません

Ⅱ．障害福祉施策の動向等について

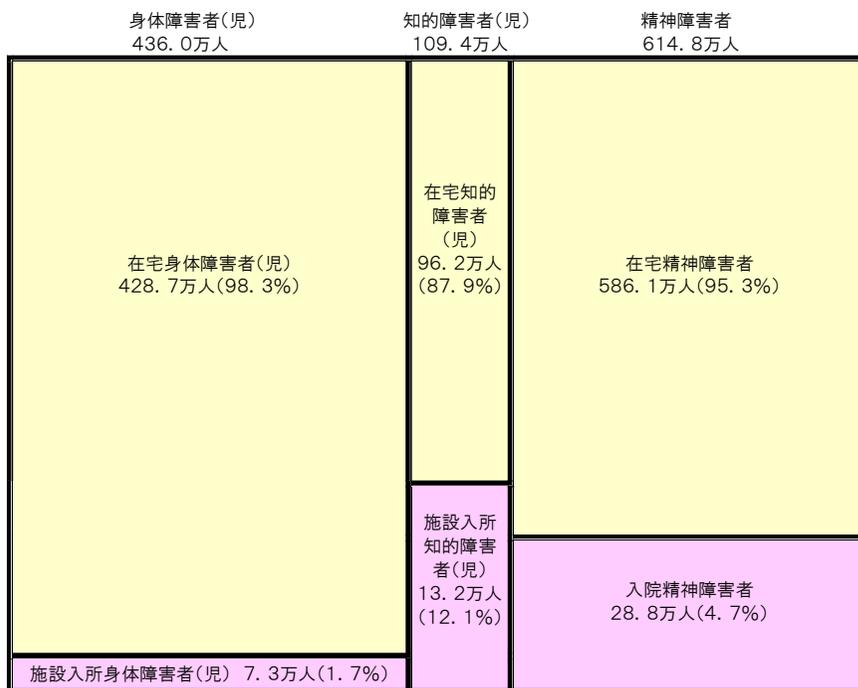
①障害者・障害福祉サービス利用者の推移等

障害者の数<全国>

- 障害者の総数は1,160. 2万人であり、人口の約9. 2%に相当。
- そのうち身体障害者は436. 0万人、知的障害児者は109. 4万人、精神障害者は614. 8万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

(在宅・施設別)

障害者総数 1,160. 2万人(人口の約9. 2%)
うち在宅 1,111. 0万人(95. 8%)
うち施設入所 49. 3万人(4. 2%)



※身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は平成28年(在宅)、平成30年(施設)の調査等、精神障害者数は令和2年の調査による推計。年齢別の身体障害者(児)、知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)での算出。

※身体障害者(児)及び知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。

※平成28年の調査における在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

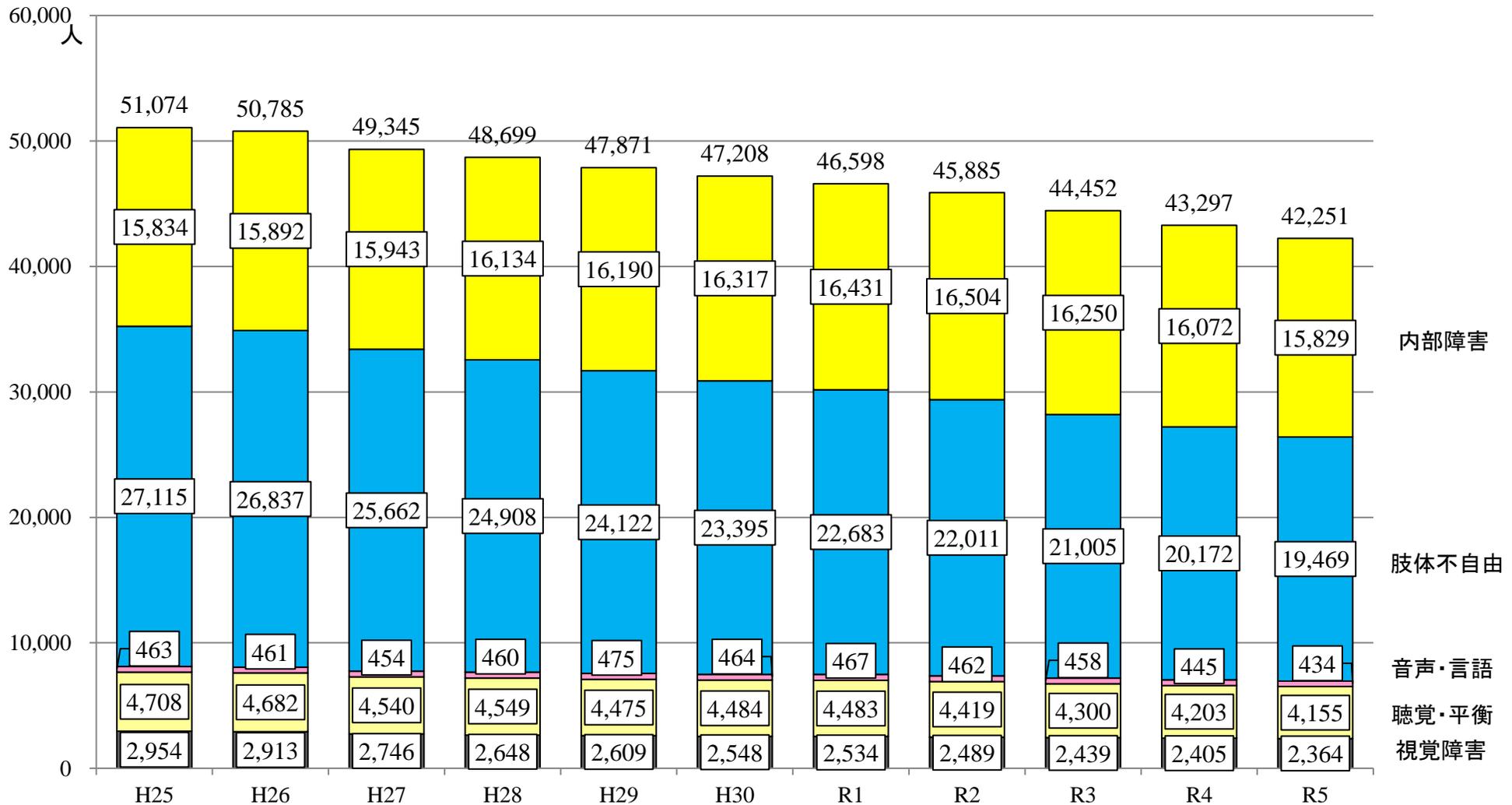
※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

身体障害者の状況

～身体障害者手帳の保持者数の推移～

各年度3月31日現在

○肢体不自由+内部障害=84% ○重度・中度が88%を占める ○65歳以上が78%を占める

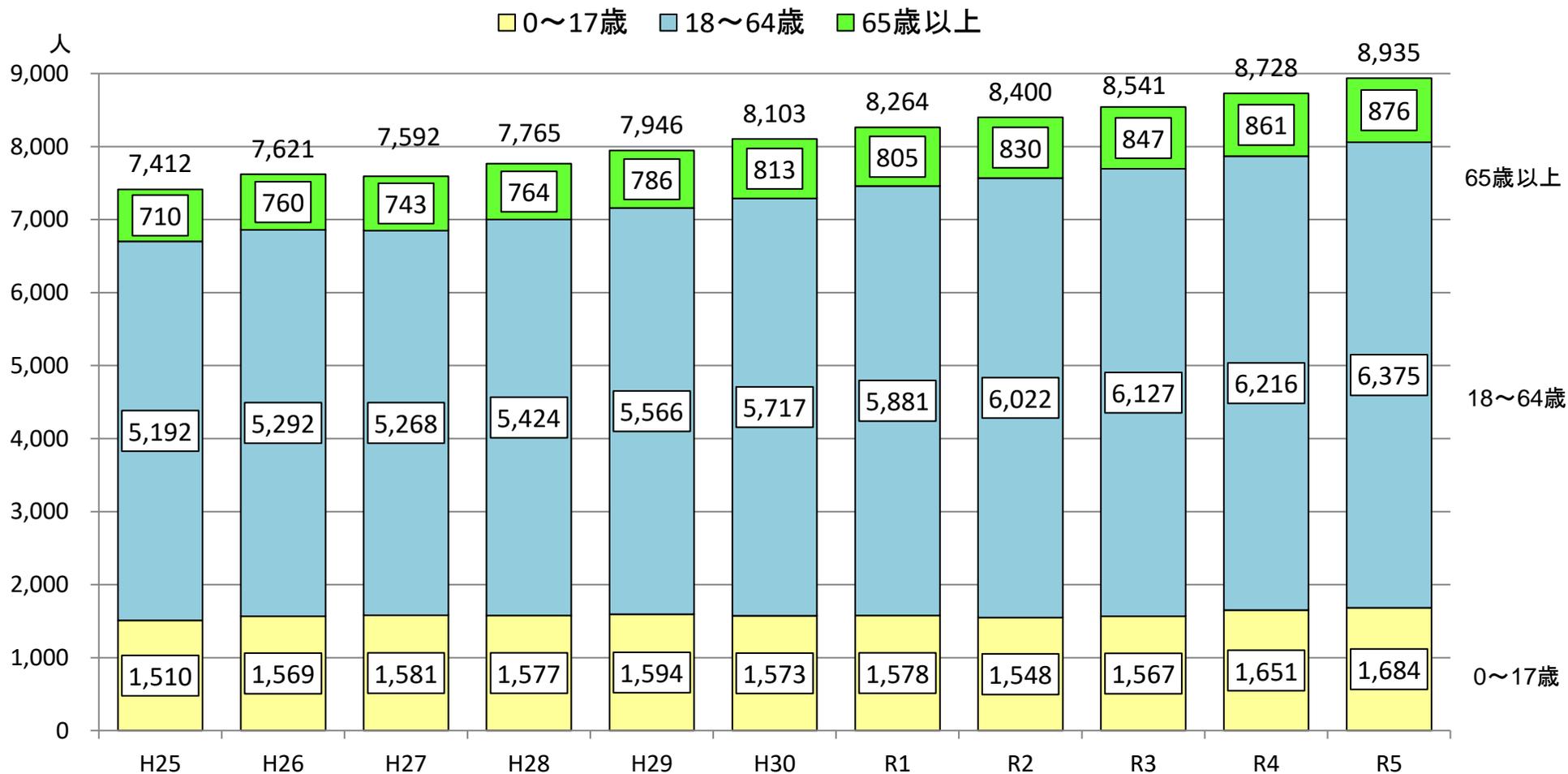


知的障害者の状況

～療育手帳の保持者数の推移～

各年度3月31日現在

○10年前から1,523人の増 ○中度・軽度で64%を占める ○65歳以上は10%程度

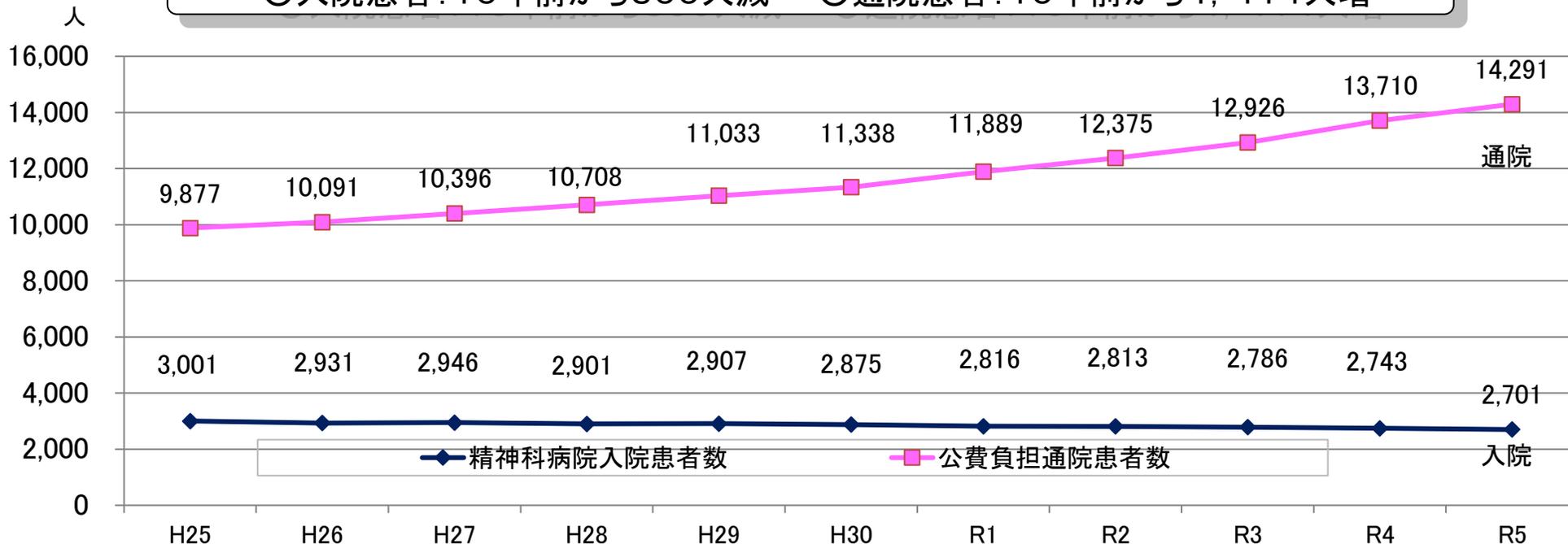


精神障害者の状況

～精神科病院入院患者数・公費負担通院患者数の推移～

各年度6月30日現在

○入院患者：10年前から300人減 ○通院患者：10年前から4,414人増



精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度3月31日現在）

単位：人

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1級	447	457	469	473	483	506	521	559	598	624	647
2級	3,407	3,635	3,889	3,995	4,172	4,472	4,780	4,893	5,195	5,436	5,728
3級	1,034	1,200	1,307	1,440	1,631	1,785	2,010	2,146	2,353	2,650	2,924
計	4,888	5,292	5,665	5,908	6,286	6,763	7,311	7,598	8,146	8,710	9,299

県内の身体、知的、精神障害者、難病等者の状況

令和6年3月末(※は令和5年6月末)

種別	人数
身体障害者	42,251人
知的障害者	8,935人
精神障害者(※)	16,992人
難病等者	8,958人
計	77,136人

・令和6年4月1日の富山県人口 999,476人

・身体、知的、精神障害者、難病等者数 ⇒

人口比率では = 7.7パーセント

・このほかに、現行の手帳制度、医療制度に位置付けられない障害のある者や児童がいる。

例えば、医療的ケア児は、各種手帳制度に照らしてみると、等級が低く出たり、等級がつかない場合も多くあります。

身体・・・身体障害者手帳所持者数 知的・・・療育手帳所持者数、
精神・・・精神科病院入院患者及び通院医療費公費負担患者※令和5年6月末
(精神障害者保健福祉手帳所持者数 9,299人)
難病・・・特定医療費(指定難病)受給者証所持者数
(厚生労働省衛生行政報告例)

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）〈全国〉

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
訪問系	介護給付	居宅介護 者 児	199,021	21,707
		重度訪問介護 者	12,221	7,518
		同行援護 者 児	26,292	5,748
		行動援護 者 児	13,149	2,021
		重度障害者等包括支援 者 児	45	10
日中活動系	介護給付	短期入所 者 児	46,458	5,305
		療養介護 者	20,970	258
		生活介護 者	298,461	12,348
施設系		施設入所支援 者	124,463	2,560
居住支援系	介護給付	自立生活援助 者	1,271	290
		共同生活援助 者	167,465	12,318
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練） 者	2,177	189
		自立訓練（生活訓練） 者	14,155	1,310
		就労移行支援 者	35,543	2,989
		就労継続支援（A型） 者	82,990	4,368
		就労継続支援（B型） 者	322,414	16,003
		就労定着支援 者	15,220	1,533

(注) 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和4年12月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付） <全国>

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 ● 児 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	163,847	10,864
		医療型児童発達支援 ● 児 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	1,666	87
		放課後等デイサービス ● 児 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	311,372	19,556
訪問系	障害児支援に係る給付	居宅訪問型児童発達支援 ● 児 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	338	117
		保育所等訪問支援 ● 児 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	15,613	1,534
入所系	障害児入所系	福祉型障害児入所施設 ● 児 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,327	180
		医療型障害児入所施設 ● 児 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,741	198
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 ● 者 児 【サービス利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨 	232,366	9,823
		障害児相談支援 ● 児 【障害児利用援助】 <ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	80,023	6,130
		地域移行支援 ● 者 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	587	318
		地域定着支援 ● 者 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	4,043	553

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない） ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注） 1.表中の「●」は「障害者」、「●」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和4年12月サービス提供分（国保連データ）

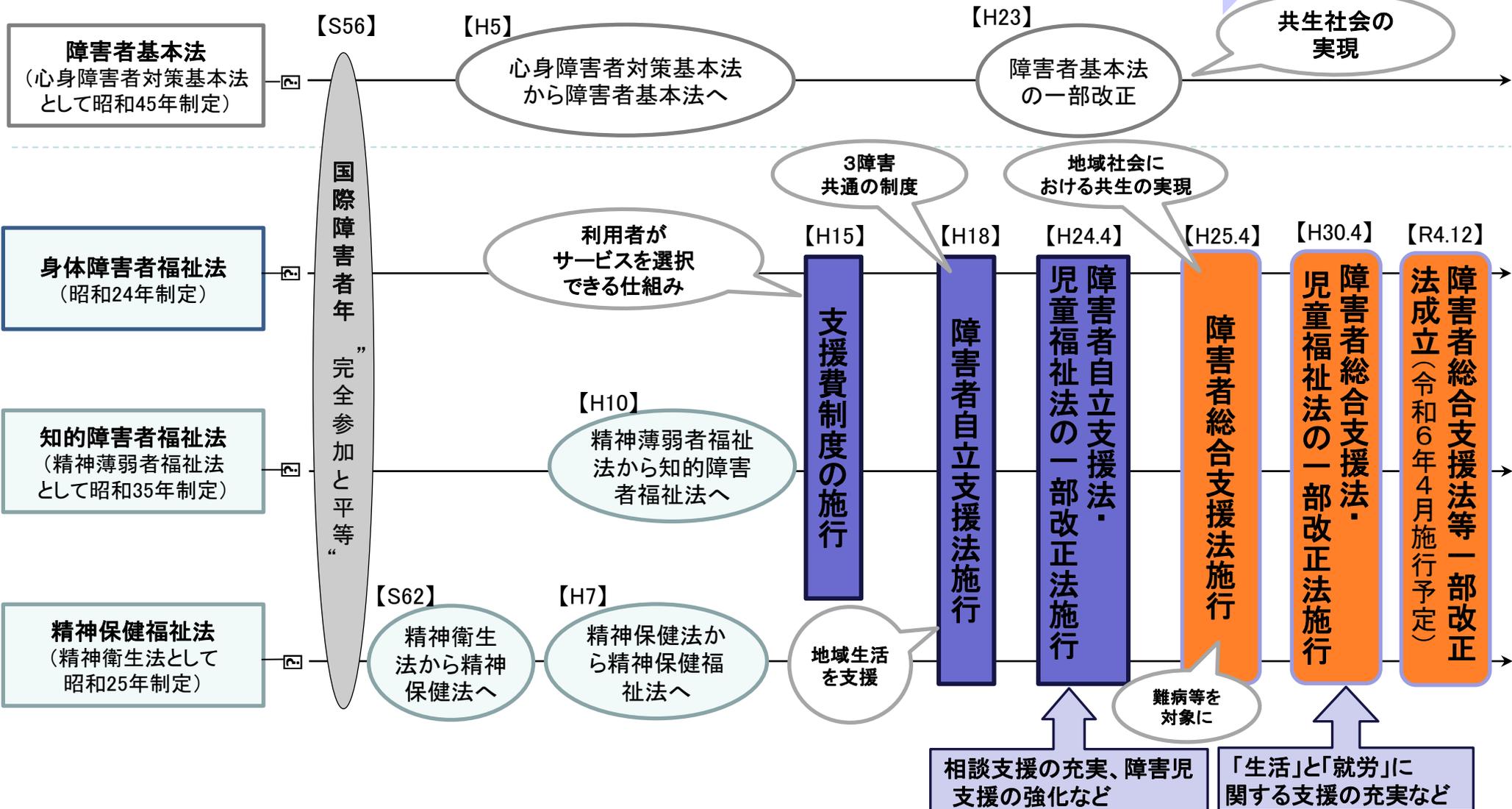
障害児者のサービス別の利用状況 ～R5年10月実績～

サービスの種類	利用人数(人)	サービスの種類	利用人数(人)
居宅介護	730	自立訓練(機能訓練)	14
重度訪問介護	27	自立訓練(生活訓練)	72
同行援護	102	宿泊型自立訓練	6
行動援護	75	就労継続支援A型	1,336
短期入所	258	就労継続支援B型	2,613
療養介護	295	就労移行支援	153
生活介護	2,582	就労定着支援	58
施設入所支援	1,306	共同生活援助	1,071
計	5,375	計	5,323
児童発達支援	864	計画相談支援	1,925
放課後等デイサービス	1,939	障害児相談支援	558
保育所等訪問支援	57	地域移行支援	1
		地域定着支援	57
計	2,860	計	2,541

②制度の変遷や法の目的など

障害福祉施策の歴史

「ノーマライゼーション」理念の浸透



障害者基本法

第一条（目的）

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

障害者総合支援法

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

障害のある人の年齢(ライフステージ)に応じた、必要となる支援 ～誰もが事故や病気で障害を有することとなる可能性があります～

乳幼児期



生まれたときに障害や病気があることがわかったら、入院中に障害者手帳や福祉サービスを手続きすることもあるでしょう。

未就学期



体の発育や言葉・行動などコミュニケーション面でも、発達が著しい時期です。市町村では1歳6月児や3歳児の健康診査があります。そこで、障害や発達の遅れが分かる場合があります。

障害があることが分かった場合、「児童発達支援」という障害のある子どもの支援を行う通園施設や、保育所等に通います。

学齢期・学校卒業期



小中高校の12年間は、子どもの成長に最も大切な時期です。障害のある子どもが地域の学校(「特別支援学級」、「特別支援学校」)で学ぶ機会が増えてきました。放課後にはデイサービスを利用する子どもも増えてきています。

卒業進路には、「進学」、「就職」、「福祉サービス」の3つがあります。



会社で働く・事業所に通う

学校を卒業すると、地域のいろいろな暮らしが待っています。
日中の過ごし方としては、会社や支援事業所で働く人、支援を受けながら日中活動をする人などがいます。



暮らす

住まいの場所も様々です。家族で暮らす人、ヘルパーサービスを使って暮らす人、グループホームを利用する人、入所施設で暮らす人もいます。



余暇(たのしむ)

働くことや事業所に通うこと以外にも障害のある人自身の「本人活動」なども大切です。



健康・病気

50歳くらいからは、健康のことや病気のことや、老後のことも心配です。障害によっては、受診や検診に制約が伴うこともあります。

介護保険サービスとの関係

障害のある人が65歳になると、原則として障害福祉サービスから介護保険サービスに移行します。そのため、利用する事業所を変えなくてはならない人もいます。



家族が高齢になると

家族の高齢化は、大きな課題となっています。「親亡き後」も含め、家族がしていたことを地域や社会で支える仕組みも必要です。

最期の場所

障害の有無に関係なく、多くの人は病院で亡くなっています。最近では、入所施設やグループホームで亡くなるまで支援する数も増えてきています。



障害者・障害児の範囲について

<障害者総合支援法上の障害者・障害児の定義概念図(現行)>

医学モデルからみた障害

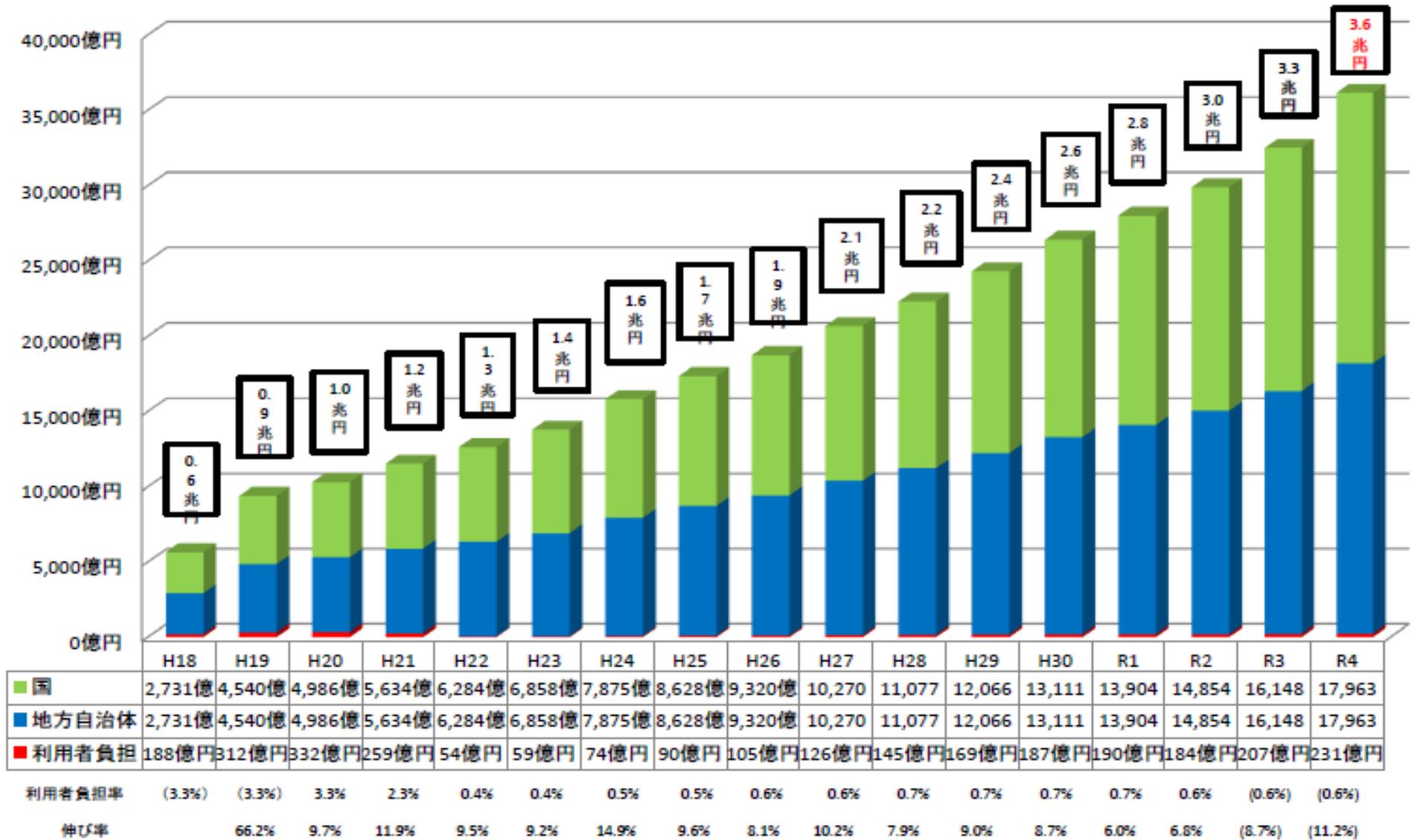
0歳 ← 障害児 → 18歳 ← 障害者 →

身体障害	児童福祉法第4条第2項に規定する障害児	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
知的障害		知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち、18歳以上である者
精神障害		精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含む)のうち、18歳以上である者(高次脳機能障害については、精神障害者であることが確認された場合に対象となる)
難病等対象者		治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める者(366疾患)

障害が重複している方もいます

③国と県の障害福祉関係予算について

障害福祉サービス等に関する公費負担及び利用者負担<全国>



※国及び地方自治体の負担額：障害者自立支援給付費負担金（実績。R4は予算額）。

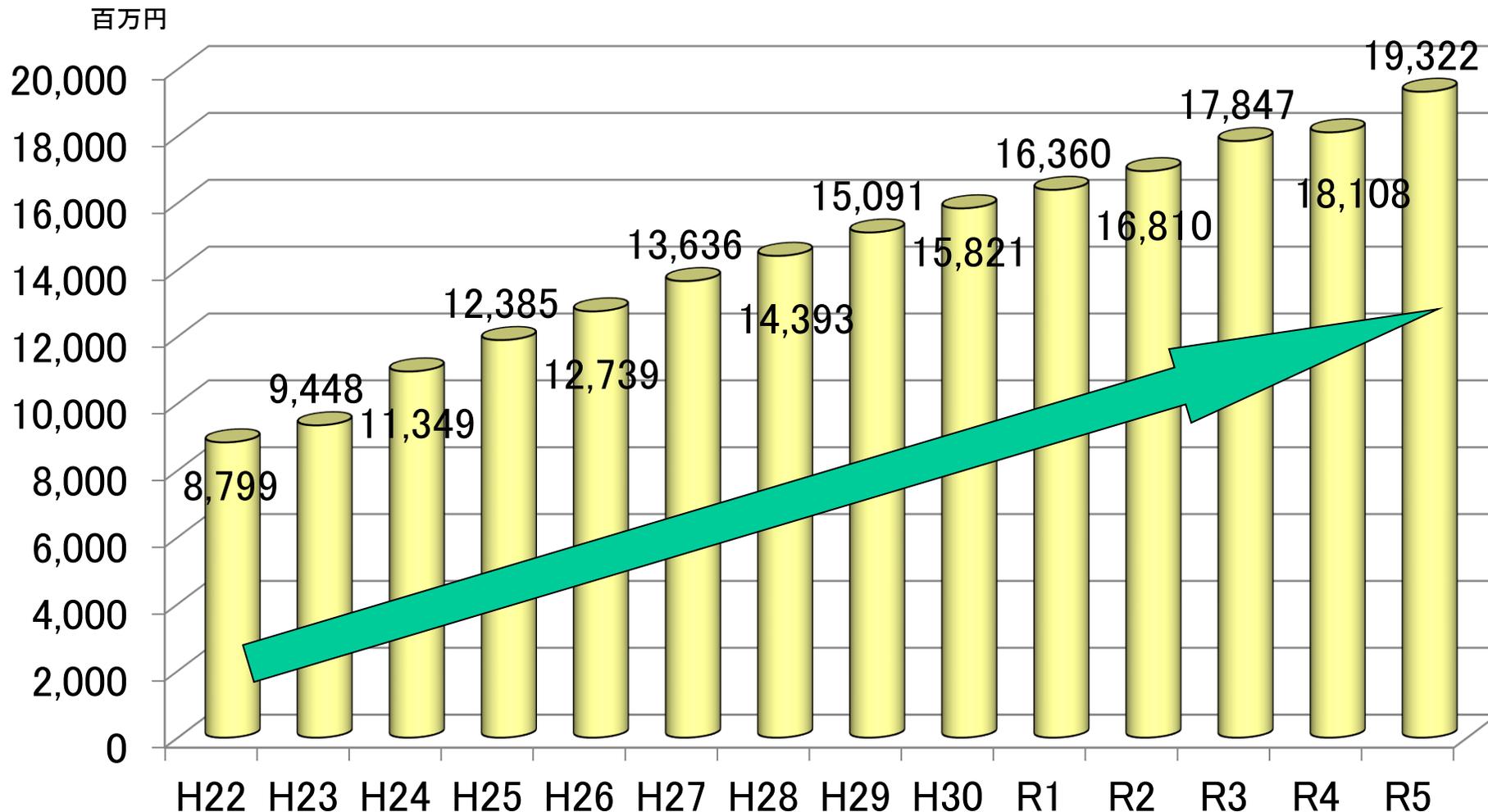
※負担割合は、国：都道府県：市町村 = 2：1：1

※利用者負担額：国保連データ（H20-R2）及び障害者自立支援給付費負担金を元に障害福祉課推計。

※利用者負担率：国保連データ（H20-R2）。H18・H19はH20の負担率、R3・R4はR2の負担率で仮置き。

富山県内の自立支援給付費(介護給付+訓練等給付)の推移

- 障害者自立支援給付費は、年々伸びている。
- 平成24年度以降、100億円を超え、令和5年度の実績額は約193億円となっている。



障害者自立支援給付費負担金

令和6年度当初予算案 1兆5,651億円（1兆4,728億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

障害児・者が地域の住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービス等を総合的に確保することに加え、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成・見直しを行うための経費、障害者施設や精神病院等に入所又は入院している障害者が地域生活に移行するための相談等を実施するための経費、失われた身体機能を補完・代替する補装具の購入等に要する経費。

2 事業の概要

（1）介護給付・訓練等給付

障害児・者が地域の住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービス等を総合的に確保するため、市町村が支弁する介護給付費及び訓練等給付費等（※）に要する経費の1/2を負担する。

※ 介護給付費・・・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護（医療に係るものを除く。）、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援

訓練等給付費・・・自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）

特定障害者特別給付費・・・食費等に要した費用に掛かる低所得者への補足給付

その他・・・高額障害者福祉サービス費

（2）計画相談支援給付

障害者の心身の状況等を勘案し、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直し等を行うために、市町村が支弁する計画相談支援給付費に要する経費の1/2を負担する。

（3）地域相談支援給付

障害者支援施設、精神科病院等に入所又は入院等している障害者に対し、住宅の確保や地域生活に移行するための相談等を実施するとともに、居宅において単身で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における相談等を実施するために、市町村が支弁する地域相談支援給付費に要する経費の1/2を負担する。

（4）補装具費

障害児・者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長するため、市町村が支弁する補装具費に要する経費の1/2を負担する。

3 実施主体等

実施主体：市町村

負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

施策名：障害福祉サービス事業所における福祉・介護職員の処遇改善

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

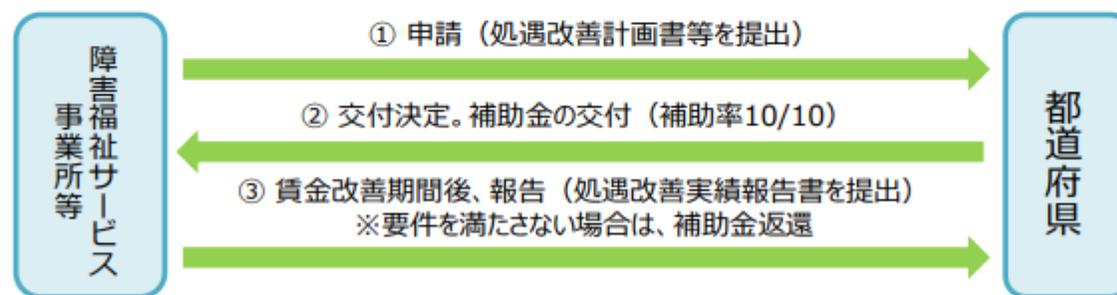
春闘における賃上げに対し、介護業界の賃上げが低水準であることを踏まえ、必要な障害福祉人材を確保するため、令和6年の民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、障害福祉職員の更なる処遇改善を行う。

③ 施策の概要

障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に上乗せする形で、収入を2%程度(月額平均6,000円相当)引き上げるための措置を、令和6年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 対象期間 令和6年2月～5月の賃金引上げ分(以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う)
- 補助金額 対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに福祉・介護職員数(常勤換算)に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。
- 対象職種 福祉・介護職員(事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。)



※上記のほか、補助金の申請・支払い等の事務に対応するため、国・都道府県の事務費等を確保

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉人材の他産業への流出を防ぎ、必要な障害福祉人材の確保に繋がる。また、障害福祉職員の賃金が改善されることで、日本全体の成長と分配の好循環、持続的賃上げに貢献する。

令和6年度当初予算案 505億円（504億円） ※（）内は前年度当初予算額

- 地域生活支援事業 444億円（445億円）（注）
- 地域生活支援促進事業 60億円（59億円）

注）地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業※の対応分を含む。

また、令和5年度予算額は、令和6年度障害福祉サービス報酬改定により障害福祉サービス報酬へ移行する「地域移行のための安心生活支援事業」分を除く。

※ 障害分は基幹相談支援センター等機能強化事業等分、地域活動支援センター機能強化事業分。いずれも基本事業の交付税措置分を除く。

1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 地域生活支援事業

（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）（※統合補助金）

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

【補助率】

- ①市町村事業：国1/2以内、都道府県1/4以内で補助
- ②都道府県事業：国1/2以内で補助

【主な事業】

- ①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
- ②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

○ 地域生活支援促進事業（平成29年度創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）

【補助率】国1/2又は定額（10/10相当）

【主な事業】発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

<事業実績>

1,730市町村、47都道府県（1,727市町村、47都道府県）
※ 令和3年度実績ベース、括弧は令和2年度

【R6年度当初予算案における主な新規・拡充事業】

- 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業（新規）
- 都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業（新規）
- 発達障害者支援体制整備事業
- 工賃向上計画支援等事業
- 入院者訪問支援事業
- 障害者ICTサポート総合推進事業
- 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和6年度当初予算案 45億円 (45億円) ※()内は前年度当初予算額
※令和5年度補正予算額 102億円

1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、自治体の整備計画に基づいた民間事業者による通所施設等の整備を推進する。



3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2 [間接補助]

(負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

- 対象施設：ア 障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動支援）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等
- イ 生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等
- ウ 売春防止法等関連
婦人保護施設、婦人相談所一時保護所 等

事業実績：162件（令和4年度）

施策名：障害福祉分野のICT導入モデル事業

① 施策の目的

障害福祉分野におけるICT活用により、障害福祉現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害福祉サービスを提供することができるように、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係るモデル事業を実施する。

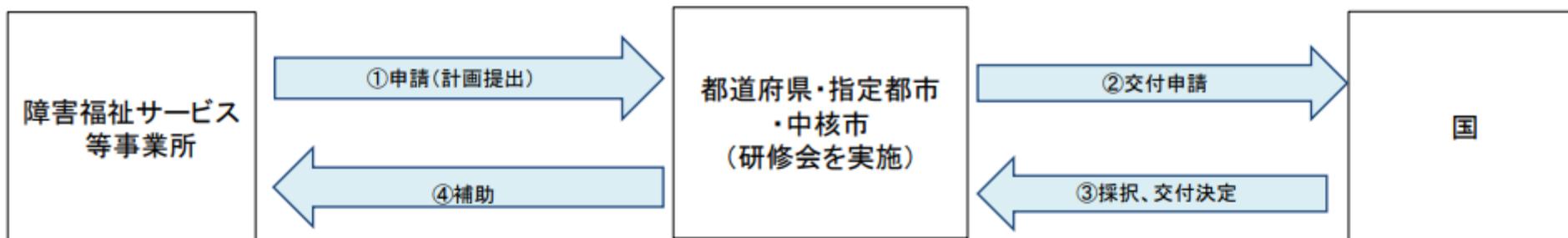
② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

障害福祉現場の業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係る経費を助成する。モデル事業所においては、事業開始前にICT導入に係る研修会(都道府県等が委託等により実施)に参加し、ICT導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【実施対象】 障害福祉サービス事業所等

【負担割合】事業所に対する導入支援 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、事業者1/4
事業所に対する研修 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉分野のICT導入に係るモデル事業を実施し、障害福祉サービス事業所等へのICT導入を支援することにより、障害福祉現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるようにする。

施策名：障害福祉分野のロボット等導入支援事業

① 施策の目的

障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上等を通じて安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

障害者支援施設等が介護負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上等を図るため、ロボット等の導入費用、及び導入を促進するための体験会（好事例の情報提供や試用等の機会の提供）の開催や、業務の課題分析等のためのコンサルティング費用について財政支援を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】
都道府県、指定都市、中核市

【補助率】

- 施設等に対する導入支援
国1/2 都道府県、指定都市、中核市1/4 事業所1/4
- 都道府県等による導入促進(体験会・コンサル等)
国1/2 都道府県、指定都市、中核市1/2

【導入支援の補助対象機器】
日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援のいずれかの場面において利用するロボット
※1 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。
※2 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備費用も対象経費とする。

【導入支援の対象施設・事業所】
障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設
※ 申請に当たっては、達成目標、導入機器、期待される効果等を記載した介護業務の負担軽減等のためのロボット等導入計画の作成が必要

【事業スキーム】

```

graph TD
    A[厚生労働省] <-->|②申請| B[都道府県、指定都市、中核市]
    B <-->|③交付| A
    B <-->|①申請(計画提出)| C[施設・事業所]
    C <-->|④交付| B
    
```

厚生労働省

都道府県、指定都市、中核市

施設・事業所

負担軽減・効率化の実現

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

ロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上を図り、安心・安全な障害福祉サービスの提供に寄与する。

令和6年度富山県の障害福祉関係予算の概要

障害のある人の理解の促進と権利擁護の推進

- ◆障害者理解普及啓発事業 (827万円)
 - ・広域専門相談員の配置
 - ・企業等が開催する障害を理由とする差別に関する研修への講師派遣
- ◆障害者権利擁護・虐待防止推進事業 (241万円)
 - 福祉事業所等における虐待防止、早期発見に必要な人材育成のための研修会の開催

障害のある人の自立と社会参加支援

地域生活の支援

- ◆障害者スポーツの全国大会・国際大会出場に対する支援 (300万円)【生環】
- ◆新)障害者スポーツ環境整備事業 (3,370万円)【生環】
- ◆障害者芸術文化活動普及支援事業 (962万円)
- ◆社会福祉施設等施設整備事業【一部R5年11月補正】 (6億3,199万円)

就業機会の拡大

- ◆障害者就業・生活支援センター事業 4か所(各障害保健福祉圏域に設置) (1,885万円)
- ◆障害者雇用実務講座・雇用ゼロ企業セミナー開催事業 (350万円)【商労】
 - 県内の障害者雇用を促進するため、雇用ゼロ企業をはじめとした法定雇用率未達成企業に対し、労働局の指導と連携した講座などを開催
- ◆特例子会社等設立支援事業 (300万円)【商労】
 - 特例子会社、特定組合等の設立に要する経費に対し補助
- ◆拡)障害を持つ学生のチャレンジトレーニング等事業 (660万円)【商労】
 - 障害のある学生に対するインターンシップや短期の職場実習による就職支援及び就職後の職場定着支援を実施
- ◆障害者チャレンジトレーニング事業 (375万円)【商労】
 - 福祉から一般就労への移行を促進するために民間企業等において短期の就業体験を支援

※所管部局名のない事業は、厚生部所管事業

手話の普及等の促進

- ◆手話普及等施策総合推進事業 (490万円)
 - 専任手話通訳者の県庁内配置、手話の普及キャンペーンの実施、手話普及活動を実施する団体等への助成等
- ◆手話通訳者養成・研修事業 (240万円)
- ◆県コミュニケーション支援広域派遣事業 (42万円)

地域療育体制の整備

- ◆障害児等療育支援事業 (853万円)
 - 在宅障害児者の地域生活を支援するため、日常生活における相談支援や指導を実施
- ◆ペアレントメンター養成研修事業 (36万円)
- ◆アセスメントツール導入研修事業 (42万円)
- ◆心身障害児通園訓練事業 (41万円)

工賃水準の向上

- ◆ハートフルとやま工賃向上事業 (708万円)
 - 障害者就労支援事業所における障害者の工賃の向上を図るため、企業向けのPR等を実施
 - ①企業等との連携促進のためのPR
 - ②販路開拓のための研修等の開催
 - ③共同受注窓口の設置 等
- ◆農福連携マッチング事業 (690万円)
 - ①農福連携コーディネーターの配置
 - ②農福連携マルシェの開催
- ◆新)工賃向上に向けたICT導入支援事業【R6年2月補正】 (500万円)
 - ①工賃向上に向けたICT導入経費を補助
 - ②デジタル業務への対応研修・コンサルタント派遣
- ◆農福連携推進事業 (536万円)【農水】
 - ①相互理解の醸成・普及啓発 (農福連携推進会議及びセミナーの開催等)
 - ②マッチングの仕組みづくり(農業体験支援等)
 - ③専門人材の活用(農福応援アドバイザー等の派遣)
 - ④働きやすい環境整備(農業側への環境整備支援)

適切な障害福祉サービスの提供

サービス提供体制、相談支援体制の充実・確保

- ◆拡)サービス管理責任者研修事業 (1,050万円)
- ◆相談支援従事者研修事業 (538万円)
- ◆ホームヘルパー養成及び導入研修事業 (97万円)
- ◆同行援護従事者研修事業 (61万円)
- ◆拡)強度行動障害支援体制強化事業 (630万円)
 - 強度行動障害のある障害(児)者に対する地域の支援体制を強化
 - ①強度行動障害支援者養成研修の拡充
 - ②圏域ごとに強度行動障害支援地域スーパーバイザー(仮称)を配置
- ◆障害者ピアサポート研修事業 (280万円)
- ◆要約筆記指導者養成事業 (22万円)
- ◆相談支援体制整備事業 (43万円)
- ◆重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業 (2,152万円)
- ◆福祉・介護職員処遇改善加算取得促進支援事業【R5年11月補正】 (97万円)
 - 社会保険労務士の派遣によるキャリアパス整備支援
- ◆障害福祉分野におけるICT・ロボット等導入支援事業【R5年11月補正】 (778万円)
 - 施設の業務負担の軽減と支援の質の維持・向上を図るため、ICTやロボット等の導入を支援

障害福祉サービス等の確保

- ◆自立支援給付費 (51億8,121万円)
- ◆精神障害者自立支援給付費 (11億4,752万円)
- ◆指定難病等医療費助成 (17億5,400万円)
- ◆重症心身障害者医療費助成 (6億3,167万円)
- ◆市町村地域生活支援事業費 (健康課2,456万円 障害福祉課1億2,896万円)
- ◆心身障害者扶養保険事業費 (3億3,567万円)

県立施設の管理運営

- ◆県立施設の管理運営 (1億9,370万円)
 - (黒部学園、砺波学園、障害者相談センター)
- ◆新)知的障害児入所施設のあり方検討会事業 (60万円)
 - 知的障害児入所施設の今後のあり方について、有識者等による検討会を開催

多様な障害等への対応(相談支援、普及啓発等)

- ◆医師及び医療従事者等発達障害対応力強化事業 (220万円)
 - 発達障害児(者)が身近な地域で支援を受けられる体制を整備するため、かかりつけ医等の医療従事者等への研修を実施
- ◆発達障害対応力向上事業 (698万円)
 - 地域支援マネージャーの配置、事業所向け研修の実施
- ◆発達障害者等青年期支援事業 (100万円)
 - 青年期の発達障害者等の居場所作り等を支援
- ◆発達障害ピアサポート推進事業 (50万円)
- ◆ハートフル保育カウンセラー派遣研修事業 (613万円)
 - 発達障害に関する専門的助言を行う臨床心理士及び「ハートフル保育推進員」として認定された保育士等を保育所等へ派遣
- ◆盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (130万円)
- ◆失語症者向け意思疎通支援事業 (50万円)
- ◆軽度・中等度難聴聴補聴器購入等支援事業 (140万円)
- ◆ひきこもり民間団体取組強化事業 (300万円)
 - 新たなひきこもり支援事業を立ち上げる民間団体を支援
- ◆社会とのつながり促進事業 (420万円)
 - 企業と連携し、精神障害者やひきこもりの状態にある方の居場所を創出

高度専門的なりハビリテーションの提供と重症心身障害・医療的ケア児者支援の充実

- ◆児童発達支援センター支援体制強化事業 (1,900万円)
- ◆医療的ケア児等訪問看護体制整備事業 (220万円)
 - 医療的ケア児者の地域での在宅医療体制の整備促進
- ◆拡)医療的ケア児等支援センター運営事業 (1,090万円)
 - 医療的ケア児等を支援する富山県医療的ケア児等支援センターの体制を強化
 - ①家族等からの相談対応
 - ②市町村・関係機関等との連携体制整備への支援
 - ③医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の実施
- ◆医療的ケア児保育支援事業 (7,954万円)
 - 医療的ケア児を受け入れる保育所等の体制の整備
- ◆重症心身障害児(者)受入促進事業 (400万円)
 - 医療的ケア児等を受け入れる事業所に必要な医療機器等の物品購入、施設改修への支援
- ◆重症心身障害児(者)在宅サービス提供体制整備促進事業 (100万円)
- ◆重症心身障害児(者)レスパイトサービス事業 (65万円)